



栃木県公報

平成30年
2月16日(金)
号外
第5号

目次

告示

○都市計画の変更及び図書の縦覧..... 1

告示

栃木県告示第71号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書を縦覧に供する。
平成30年2月16日

栃木県知事 福田 富一

- 1 都市計画の種類及び名称
足利佐野都市計画道路3・4・1号前橋水戸線及び3・5・111号山川福猿橋線
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
足利市毛野新町一丁目、八柵町、鶯木町及び山川町の各一部
- 3 縦覧場所
栃木県土整備部都市計画課及び足利市都市建設部都市計画課

(都市計画課)